

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
刑法			

評価(ABCD)
C

設問1

1.(1)乙のAに対する詐欺未遂罪の共同正犯(刑法(以下、法文略)60条、250条、246条1項)が成立しないという立場から、
第に、Aは、警察から詐欺の犯人を捕まえるために加害されたふりをして欲しいと頼まれており、詐欺罪の結果発生現実の危険が発生していないので、乙は詐欺未遂罪の共同正犯は成立しないの主張が考えられる

(2) 主張の理由

未遂犯(43条本文、44条)は、犯罪の実行に着手したにもかかわらず、結果が発生しなかった場合に成立する。

未遂の処罰根拠は、結果発生現実の危険を及ぼす行為を開始したことにあり、

すなわち、欺罔行為(246条1項)とは、財物の交付について判断の基礎となる重要な事実を偽ることである。

本件では、甲が、B銀行と高級のAに対して電話を掛け、クレジットカード会社の推薦で、当座金額1980万円が必要となるDの特別抽選に参加せよとの口実を述べ、乙、甲の共犯者であるB銀行の審査担当のDを名乗ってAに電話を掛けさせ、現金100万円をAはDの口座に振り込み、甲は、Aに現金100万円を準備し、送付するよう指示している。

したがって、100万円という現金たる財物の交付について、判断の基礎となる「特別抽選に参加せよ」というB銀行の口実を振りかざす行為は、乙が1980万円を必要とするという判断の基礎となる重要な事実を偽ることに相当し、結果発生現実の危険を及ぼす行為である。

したがって、100万円という現金たる財物の交付について、判断の基礎となる「特別抽選に参加せよ」というB銀行の口実を振りかざす行為は、乙が1980万円を必要とするという判断の基礎となる重要な事実を偽ることに相当し、結果発生現実の危険を及ぼす行為である。

したがって、100万円という現金たる財物の交付について、判断の基礎となる「特別抽選に参加せよ」というB銀行の口実を振りかざす行為は、乙が1980万円を必要とするという判断の基礎となる重要な事実を偽ることに相当し、結果発生現実の危険を及ぼす行為である。

したがって、100万円という現金たる財物の交付について、判断の基礎となる「特別抽選に参加せよ」というB銀行の口実を振りかざす行為は、乙が1980万円を必要とするという判断の基礎となる重要な事実を偽ることに相当し、結果発生現実の危険を及ぼす行為である。

したがって、100万円という現金たる財物の交付について、判断の基礎となる「特別抽選に参加せよ」というB銀行の口実を振りかざす行為は、乙が1980万円を必要とするという判断の基礎となる重要な事実を偽ることに相当し、結果発生現実の危険を及ぼす行為である。

「20 加担時点を」というポイントと「乙の未遂に2下止む」

評価、書いてあることは正しい。

「虚偽」をいかにとより悪いと思えた。

未遂が成立するに理由があるから

主観的に見て、乙の行為は、詐欺罪の成立に相当する危険を及ぼすものである。

乙が加害者であるから、乙の行為は、詐欺罪の成立に相当する危険を及ぼすものである。

「たまたまふり(詐欺)」が始まっていたと見て

評価は正しいと見て

評価は正しいと見て

2.(1) 共同正犯(60条)が成立するたは、①共同正犯の共同正犯に相当する行為が認められること、②共同正犯の共同正犯に相当する行為が認められること、③共同正犯の共同正犯に相当する行為が認められること、④共同正犯の共同正犯に相当する行為が認められること、⑤共同正犯の共同正犯に相当する行為が認められること、⑥共同正犯の共同正犯に相当する行為が認められること、⑦共同正犯の共同正犯に相当する行為が認められること、⑧共同正犯の共同正犯に相当する行為が認められること、⑨共同正犯の共同正犯に相当する行為が認められること、⑩共同正犯の共同正犯に相当する行為が認められること、⑪共同正犯の共同正犯に相当する行為が認められること、⑫共同正犯の共同正犯に相当する行為が認められること、⑬共同正犯の共同正犯に相当する行為が認められること、⑭共同正犯の共同正犯に相当する行為が認められること、⑮共同正犯の共同正犯に相当する行為が認められること、⑯共同正犯の共同正犯に相当する行為が認められること、⑰共同正犯の共同正犯に相当する行為が認められること、⑱共同正犯の共同正犯に相当する行為が認められること、⑲共同正犯の共同正犯に相当する行為が認められること、⑳共同正犯の共同正犯に相当する行為が認められること、㉑共同正犯の共同正犯に相当する行為が認められること、㉒共同正犯の共同正犯に相当する行為が認められること、㉓共同正犯の共同正犯に相当する行為が認められること、㉔共同正犯の共同正犯に相当する行為が認められること、㉕共同正犯の共同正犯に相当する行為が認められること、㉖共同正犯の共同正犯に相当する行為が認められること、㉗共同正犯の共同正犯に相当する行為が認められること、㉘共同正犯の共同正犯に相当する行為が認められること、㉙共同正犯の共同正犯に相当する行為が認められること、㉚共同正犯の共同正犯に相当する行為が認められること、㉛共同正犯の共同正犯に相当する行為が認められること、㉜共同正犯の共同正犯に相当する行為が認められること、㉝共同正犯の共同正犯に相当する行為が認められること、㉞共同正犯の共同正犯に相当する行為が認められること、㉟共同正犯の共同正犯に相当する行為が認められること、㊱共同正犯の共同正犯に相当する行為が認められること、㊲共同正犯の共同正犯に相当する行為が認められること、㊳共同正犯の共同正犯に相当する行為が認められること、㊴共同正犯の共同正犯に相当する行為が認められること、㊵共同正犯の共同正犯に相当する行為が認められること、㊶共同正犯の共同正犯に相当する行為が認められること、㊷共同正犯の共同正犯に相当する行為が認められること、㊸共同正犯の共同正犯に相当する行為が認められること、㊹共同正犯の共同正犯に相当する行為が認められること、㊺共同正犯の共同正犯に相当する行為が認められること、㊻共同正犯の共同正犯に相当する行為が認められること、㊼共同正犯の共同正犯に相当する行為が認められること、㊽共同正犯の共同正犯に相当する行為が認められること、㊾共同正犯の共同正犯に相当する行為が認められること、㊿共同正犯の共同正犯に相当する行為が認められること、

したがって、Aは、警察から詐欺の犯人を捕まえるために加害されたふりをして欲しいと頼まれており、詐欺罪の結果発生現実の危険が発生していないので、乙は詐欺未遂罪の共同正犯は成立しないの主張が考えられる

したがって、Aは、警察から詐欺の犯人を捕まえるために加害されたふりをして欲しいと頼まれており、詐欺罪の結果発生現実の危険が発生していないので、乙は詐欺未遂罪の共同正犯は成立しないの主張が考えられる

したがって、Aは、警察から詐欺の犯人を捕まえるために加害されたふりをして欲しいと頼まれており、詐欺罪の結果発生現実の危険が発生していないので、乙は詐欺未遂罪の共同正犯は成立しないの主張が考えられる

したがって、Aは、警察から詐欺の犯人を捕まえるために加害されたふりをして欲しいと頼まれており、詐欺罪の結果発生現実の危険が発生していないので、乙は詐欺未遂罪の共同正犯は成立しないの主張が考えられる

したがって、Aは、警察から詐欺の犯人を捕まえるために加害されたふりをして欲しいと頼まれており、詐欺罪の結果発生現実の危険が発生していないので、乙は詐欺未遂罪の共同正犯は成立しないの主張が考えられる

したがって、Aは、警察から詐欺の犯人を捕まえるために加害されたふりをして欲しいと頼まれており、詐欺罪の結果発生現実の危険が発生していないので、乙は詐欺未遂罪の共同正犯は成立しないの主張が考えられる

したがって、Aは、警察から詐欺の犯人を捕まえるために加害されたふりをして欲しいと頼まれており、詐欺罪の結果発生現実の危険が発生していないので、乙は詐欺未遂罪の共同正犯は成立しないの主張が考えられる

したがって、Aは、警察から詐欺の犯人を捕まえるために加害されたふりをして欲しいと頼まれており、詐欺罪の結果発生現実の危険が発生していないので、乙は詐欺未遂罪の共同正犯は成立しないの主張が考えられる

したがって、Aは、警察から詐欺の犯人を捕まえるために加害されたふりをして欲しいと頼まれており、詐欺罪の結果発生現実の危険が発生していないので、乙は詐欺未遂罪の共同正犯は成立しないの主張が考えられる

したがって、Aは、警察から詐欺の犯人を捕まえるために加害されたふりをして欲しいと頼まれており、詐欺罪の結果発生現実の危険が発生していないので、乙は詐欺未遂罪の共同正犯は成立しないの主張が考えられる

したがって、Aは、警察から詐欺の犯人を捕まえるために加害されたふりをして欲しいと頼まれており、詐欺罪の結果発生現実の危険が発生していないので、乙は詐欺未遂罪の共同正犯は成立しないの主張が考えられる

したがって、Aは、警察から詐欺の犯人を捕まえるために加害されたふりをして欲しいと頼まれており、詐欺罪の結果発生現実の危険が発生していないので、乙は詐欺未遂罪の共同正犯は成立しないの主張が考えられる

したがって、Aは、警察から詐欺の犯人を捕まえるために加害されたふりをして欲しいと頼まれており、詐欺罪の結果発生現実の危険が発生していないので、乙は詐欺未遂罪の共同正犯は成立しないの主張が考えられる

元来、377条と250条は700円です。これは、詐欺罪の共同正犯に相当する行為が認められること、

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
刑法			

評価(ABCD)

C

甲は、50万の報酬を受け、不払銀行の金庫に侵入する。

したがって、乙は、甲の詐欺未遂罪は成立する。

設問2

5 1. 甲の罪責

乙に対する詐欺罪(246条1項)が成立するか。

甲は、乙に対し、金50万の交付の判断の基礎となる重要な事実である、金庫の構造に関する情報を偽って伝えている。詐欺罪を犯している。

10 したがって、乙は、^{詐欺罪}詐欺罪に犯されている。その結果として、50万を甲の指示に従って下付金のB銀行の口座に振り込み、金50万を交付している。

そして、甲は、詐欺罪の教唆者である。また、不払銀行の責任も負う。

15 したがって、甲は、重軽詐欺罪(246条1項)が成立する。乙の共犯正犯(60条)が成立する。

2. 乙の罪責

(1) 乙は、詐欺罪の共犯正犯(60条、246条1項)は成立しないと考える。なぜなら、乙は、B銀行の下口に振り込みを依頼し、50万の金を甲が取得しているため、その時点で詐欺罪は既遂に達しているため、その後に、計画を知り、金庫に侵入した犯罪に1人だけで実行しているからである。

(2) B銀行の金庫に被害者として50万の現金を引出し、金庫に被害者(246条)が成立する。また、乙は、不払銀行の責任も負う。

以上

既遂時期

に該当あり

整頓で

見直し時

甲の共犯は、乙の共犯に該当する。

3 ページ

裏面へ

全体的にも、まだ字が大きいので、もう少し小さく書いて下さい。

5

10

15

20

25

30

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

4 ページ